持続可能な開発に関する世界首脳会議(ヨハネスブルクサミット)実施計画 ¹の主要論点と実施状況 2011 年 4 月 7 日 文責:「環境・持続社会」研究センター(JACSES)田辺有輝

| 段落 | 合意内容 | 実施状況 |
|--------|--|--|
| 7 (a) | 貧困削減 : 2015 年までに、世界の収入が 1 日 1 ドル以下の人々の割合、 | サブサハラ、南アジア、西アジア、ラテンアメリカでは達成が不可能との |
| | 飢餓で苦しむ人々の割合を半減させ(略) | 見込み(MDGsプログレスチャート ² 及び外務省仮訳 ³)。 |
| 8 | 水のアクセス:清浄な飲料水及び十分な衛生施設の提供は保健と環境保 | │ サブサハラ、西アジア、オセアニア、旧ソ連邦では達成が不可能との見込 │ |
| | 護のために必要である。この関連で我々は、(ミレニアム宣言で示された | み(同上)。 |
| | とおり) 2015 年までに、現在安全な飲み水を利用できない又は入手で | |
| | きない人々の割合を、また基本的衛生施設を利用することが出来ない | |
| | 人々の割合を半減することに合意する。 | |
| 9 | エネルギー・アクセス:エネルギーへのアクセスが貧困撲滅を促進する | |
| | ことに留意しつつ、2015年までに貧困層の割合を半減する目標を含む | |
| | ミレニアム開発目標の達成を促進するに足る持続可能な開発のため、ま | |
| | た、貧困を緩和するその他の重要なサービスを生み出す手段として、信 頼性のある入手可能なエネルギー・サービスへのアクセスを改善するた | |
| | 横住のめる人子可能なエネルヤー・リーと人へのデラゼスを改善するだめの共同行動をとり、全てのレベルにおいて、共に取り組む努力を向上 | |
| | させる。 | |
| 18 | 企業の社会的責任:企業の環境的責任並びに企業の説明責任を向上させ | ➤ ISO14000 シリーズ、GRI ガイドライン、グローバルコンパクト、FSC、 |
| | る。これは、あらゆるレベルにおける以下の行動を含む。 | UNEP-FI、赤道原則などの採用企業・金融機関は拡大。 |
| | (a) 国際標準化機構 (ISO) の基準や持続可能性の報告についての地 | |
| | 球的規模報告イニシアティヴのガイドラインといったイニシアティヴを | などにおける環境破壊、人権侵害は十分に回避されていない。 |
| | 考慮に入れ、環境と開発に関するリオ宣言の第 11 原則を念頭に置きつ | ▶ 先進国の多国籍企業がリスクの高い事業に直接関与するケースは減 |
| | つ、環境マネジメントシステム、行動規範、認証制度、環境及び社会問 | 少しているように思える。しかし、特に資源・材料調達においては、 |
| | 題に関する一般市民への報告を含む自主的なイニシアティヴを通じて、 | 十分に確認されていないままに流通しているのが現状。また、新興国 |
| | 社会的、環境的遂行能力を向上させるよう、産業界を促すこと。 | の企業による問題も発生している。 |
| | (b) 企業、企業が企業活動をおこなっているところの地域社会、及び | |
| | その他の利害関係者との対話を促すこと。 | |
| | (c) 金融機関に対し、意思決定過程に持続可能な開発への配慮を組み | |
| 20 () | 入むよう促すこと。 | |
| 20 (e) | <u>再生可能エネルギーの促進</u> :先進的で、よりクリーンで、より効率的で、 | │▶ 水力を除く再生可能エネルギーの割合は 1970 年代からずっと 10%前 |

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/wssd/pdfs/wssd_sjk.pdf
 http://unstats.un.org/unsd/mdg/Resources/Static/Products/Progress2010/MDG_Report_2010_Progress_Chart_En.pdf
 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/mdgs.html

| | 入手可能で、費用効果の高い、化石燃料技術及び水力発電を含む再生可能で、サイン・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール・ボール | 後を推移(水力を除く再生可能エネルギーの 93%はバイオマス)(エ |
|--------|--|--|
| | 能エネルギー技術を含めたエネルギー技術の開発により、また、相互に | ネルギー白書 20104)。 |
| | 合意した譲許性の条件に基づく途上国への当該技術の移転により、エネ | |
| | ルギー供給を多様化する。緊急性に鑑み、全エネルギー供給における再 | 高いものの、増加量で見れば石炭発電の方が大きいのが現状(同上)。 |
| | 生可能エネルギー源の寄与を増加させることを目的に、既存の国家及び | |
| | 自主的な、地域の目標やイニシアティヴの役割を認識し、エネルギー政 | |
| | 策が貧困撲滅への途上国の努力を支持する旨を確実にするため、再生可 | |
| | 能エネルギー源の世界的シェアを十分に増大させる。また、この目的に | |
| | 向け進捗をレビューするため入手可能なデータを定期的に評価する。 | |
| 23 (a) | 有害物質の管理:国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除 | ロッテルダム条約は 2004 年 2 月に発効し 5、ストックホルム条約は 2004 |
| , , | <u>利についての事</u> 前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム | 年 5 月に発効 ⁶ した。 |
| | 条約が 2003 年までに発効することが可能となり、残留性有機汚染物質 | |
| | に関するストックホルム条約が 2004 年までに発効することが可能とな | |
| | るように、これらを含む化学物質と有害廃棄物に関する関係国際文書の | |
| | 批准と実施を促進するとともに、これらの実施に際して開発途上国を支 | |
| | 援するとともに、調整を促進し、改善すること。 | |
| 38 | 気候変動対策: (中略) 国連ミレニアム宣言においてできるだけ国連環境 | 京都議定書は 2005 年 2 月に発効したものの、主要排出国であるアメリカ |
| | 開発会議の十周年に当たる 2002 年までに国連気候変動枠組条約京都議 | が離脱し、カナダが目標達成断念を宣言した。 |
| | 定書の発効を確保するために全力を尽くし、また、温室効果ガス排出量 | |
| | の必要な削減に取り組むことを各国政府首脳が決意したことを想起し | |
| | て、京都議定書を締結した諸国は、まだ締結していない諸国に対して京 | |
| | 都議定書をタイムリーに締結するよう強く求める。すべてのレベルで以 | |
| | 下の行動が必要である。 | |
| 44 | 生物多様性の損失速度:(中略)条約の三つの目的をより効率的かつ一貫 | ➤ Global Biodiversity Outlook 3(GBO3)において、2010 年目標は失 |
| | した形で実施するためには、また、2010年までに現在の生物多様性損失 | 数と評価された。 ⁷ |
| | 速度を著しく減少させるためには、新たな又は追加的な資金及び技術資 | 、 |
| | 速度を看して減少させるためには、新たな犬は追加的な真亜及び投吶員 源を開発途上国に提供する必要があり(中略) | / 2010年10万に変組メーププトで体派。 |
| 44 (0) | THE CONTRACT OF THE CONTRACT O | 2010年10日に夕十巳送ウまが拉也 |
| 44 (o) | 遺伝資源利用:遺伝資源のボン・ガイドラインを念頭に、遺伝資源の利用なるはばる利益の公正で変更な配合を促進し、提供するよりの国際的制度 | 2010 年 10 月に名古屋議定書が採択。 |
| | 用から生じる利益の公正で衡平な配分を促進、保護するための国際的制度について、特別名様性名称の特別が中で充実すること | |
| | 度について、生物多様性条約の枠組み内で交渉すること。 | |

http://www.enecho.meti.go.jp/topics/hakusho/index.htm
 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/rotterda.html
 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/jyoyaku/pops.html
 http://www.cbd.int/doc/publications/gbo/gbo3-final-en.pdf

| 46 (a) | 探掘産業:持続可能な鉱業と鉱物の開発のための透明性と説明責任を促進するために、鉱業、鉱物、金属のライフサイクルを通じて、労働者の健康と安全を含む環境、経済、保健及び社会的な影響と恩恵に対する取り組みを支援し、幅広いパートナーシップを利用し、関心を有する政府、政府間機関、工業会社及び労働者並びにその他の利害関係者の間の既存 | 採取産業透明性イニシアティブ (EITI) ⁸ が発足 (日本語概要 ⁹ はJOGMEC がまとめている)。実施国は 28 カ国に。 |
|--------|---|---|
| 98 | の国家及び国際レベルの活動を前進させること。 貿易と環境 : 貿易と環境という両体系の一体性を維持することの重要性を認識しつつ、持続可能な開発という目標と一致し、WTO を通じて合意された作業計画を支持しながら、多角的貿易体制と、多国間環協定の相互支援性を促進する。 | ▶ WTO には貿易紛争を解決する機能として紛争処理機関が設置されている。しかし、安全性への懸念からホルモン投与された牛肉の輸入を拒否した EU に高額の報復関税をかけられたケースや、絶滅の危機に頻するウミガメを殺す漁法で採ったエビの輸入規制に対し、ウミガメ保護の法律が WTO 協定に違反するという判決を下したケースが発生。 ▶ 各国で環境条約や環境規制の実施よりも WTO ルールが優先されてしまうのは、WTO の裁定の結果によって報復関税をかけることが認められ、国の経済に大きな影響が生じることが背景としてある。 ▶ WTO は 2003 年以降、交渉自体がとん挫しており、ヨハネスブルクサミット以降に相互支援性がどのように促進されたかは不明。 |

http://eiti.org/
 http://www.jogmec.go.jp/mric_web/kogyojoho/2006-11/MRv36n4-12.pdf